

平成30年度保育所等 園児募集のお知らせ

町では、平成30年度保育所等入所園児を募集いたします。次のとおり受け付けを行いますので、入所を希望される場合は、入所基準を確認の上、お申し込みください。また、他市町村の保育所など入所を希望される場合は、事前にご相談ください。

平成29年度入所されている方は、継続入所確認手続きの書類を保育所などを通じて配布いたします。



入所基準

1. 就労している。(週16時間以上の就労)
2. 母親が妊娠中または出産前後である。(予定日前8週を含む月初めから後8週を含む月末まで)
3. 保護者に疾病、心身に障がいがある。
4. 親族の介護・看護をしている。
5. 災害(火災・風水害・地震など)の復旧にあたっている。
6. 求職活動中である。(起業の準備を含む)
7. 就学している。
8. 社会的養護の観点から保育の実施が必要と認められる場合。
9. その他、上記に類する状況でお子さまの保育ができない場合。

※保育所など入所希望児童の住所が利根町にあり、保護者または同居の家族全員が、上記のいずれかの要件に該当し、保育を必要とする理由がある場合です。

また、65歳以上の方はこの限りではありません。

申請要項

提出場所 役場子育て支援課 子ども福祉係 ③番窓口

受付日 11月20日(月)～12月15日(金)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日は除く)
※ただし、12月6日(水)は午後8時まで受け付けております。
なお、郵送による提出書類の受け付けは行いません。

注意事項 保育所などの入所は、公正な方法により選考を行っています。選考方法として、利用調整基準表に基づき、点数化などをして点数の高い順に入所の決定を行っています。また、入所児童が各保育所などの定員を超えた場合は、入所基準該当者であっても入所できない場合があります。

※申請用紙は、役場子育て支援課および各保育所などに置いてあります。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

要介護認定を受けている方の所得 税・住民税申告の障害者控除について

障害者控除について

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書をそのまま使用することができます。

申請要項

対象者：①平成29年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けている方
②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方(詳細については、右記参照)

申請場所：役場福祉課(要印かん・家族代理申請可)
※申請書は役場福祉課にございます。

その他：認定書は後日申請者へ郵送いたします。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は、「障害者手帳」を提示することで、障害者控除を受けることができますので申請の必要はありません。

利根町障害者控除対象者認定基準について
～『障害者に準ずる者』に該当する条件～

① 要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がAランク以上、または認知症自立度がIIランク以上の方

② 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がAランク、または認知症自立度がIIランクの方

～『特別障害者に準ずる者』に該当する条件～

① 要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度がBランク以上、または認知症自立度がIIIランク以上の方

② 要介護4および5の方

③ ①、②の規定にかかわらず、おおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者(当該事項が記載された主治医の証明が必要です)

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する『おむつ使用証明書』と『おむつ代の領収書』が必要です。要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて『おむつ使用証明書』の代用とすることができますので申請してください。

対象となる方

＜医療費控除を初めて受ける方＞

寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合。

「おむつ使用証明書」が必要となります。

＜要介護認定を受け医療費控除2年目以降＞

右記、交付要件を満たす方
書類の交付については町への申請が必要となります。
※要介護認定を受けていない方は、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。
※後日申請者へ郵送いたします。

主治医意見書の内容を確認した書類の交付要件

直近の要介護認定において主治医が作成した書類(主治医意見書)の記載内容のうち、障害自立度がBランク以上に該当し、尿失禁の可能性が「あり」と記載されている場合のみ交付対象となります。

※主治医意見書にて前述の確認ができない場合には、町では当該書類を交付できませんので、医療機関より「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。

申請場所 役場福祉課(家族代理申請可)

※申請書は役場福祉課にございます。

施設区分	保育所		認定こども園			事業所内保育所
			幼保連携型 平成30年4月から	幼稚園型	幼稚園型	
施設名	文間保育園	東文間保育園	布川保育園	利根二葉幼稚園	利根大和幼稚園	もえぎ野わかば保育園
所在地	立木755	中谷1005-1	布川3003-2	羽根野850	布川2070	もえぎ野台1-1-8
電話番号	☎68-3194	☎68-2303	☎68-3501	☎68-4633	☎68-3438	☎84-6081
定員	—	—	1号 10名	1号 90名	1号 60名	—
	2号 51名	2号 30名	2号 40名	2号 14名	2号 6名	—
	3号 29名	3号 20名	3号 20名	3号 6名	3号 4名	3号・地域枠 5名
対象年齢	6カ月以上		6カ月以上	1歳児以上	2歳児以上	57日～2歳児
開園時間	平日	午前7時～午後7時	午前7時～午後7時	午前7時～午後6時	午前8時～午後6時	午前7時～午後7時
	土曜日	午前7時～午後6時30分	午前7時～午後6時30分	午前7時～午後6時	—	午前7時～午後6時

※対象年齢についてはご相談ください。

- ・1号認定…教育標準時間利用の満3歳以上の就学前の子ども(直接園に申請してください。)
- ・2号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の就学前の子ども
- ・3号認定…保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の就学前の子ども

問い合わせ先 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211(内線332)

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211(内線342)

